

女性弁護士による臨時無料法律相談

女性の権利ホットライン

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料電話相談会を実施します。これらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。



6月26日（土）午前10時～午後3時



0952-24-3411

主催 佐賀県弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ先：佐賀県弁護士会 TEL0952-24-3411

電話相談を行います。電話相談は予約不要です。

なお、佐賀県弁護士会では、毎月第2、第4月曜日に女性法律相談（面談相談、有料）を行っております。インターネットから予約が可能です。

<https://www.sagaben.or.jp/>